

一時保育事業実施要綱

稚の実子供の家

＜目的＞ 保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情、社会参加等により一時的に家庭保育が困難となる場合に対応するため、又は核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

＜対象児童＞ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児。
ア 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
イ 保護者の傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童
ウ 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童
*但し、いずれの場合も児童が満1歳から就学前児童で集団生活が可能な健康状態にあることとする。

＜保育時間＞ 月曜日～土曜日（日曜日・祝祭日はお休み）
午前8時30～午後17時30まで 1時間単位とする。
年末保育実施期間（12月29日～31日 土曜日含む。但し日曜日は休園）

＜定員＞ 6名

＜費用＞ 保育料 1時間あたり ￥600
食事代 昼食 ￥400 おやつ ￥100

※ 支払いは、当日のお迎えの際、現金にて支払う（おつり不可）

※ 利用時間の管理はタイムカードにてカウントする。

※ 食物アレルギーのある児は、誤食を防ぐために弁当・おやつ持参とする。

＜利用方法＞

- ① 一時保育を希望する保護者は、（出来れば子どもと一緒に）来園し登録手続きをする。その際、以下のものを持参する。
*母子手帳 *保険証 *登録する児童と保護者の顔が確認できる写真
- ② 登録終了後、保護者は保育を希望する日の1か月前の午前9時から希望日前日17時までに直接来園または、電話にて予約申し込みをすることができる。
但し、土曜日利用の場合のみ予約受付の締め切りを、利用する週の月曜日（17時まで）とさせていただきます。（但し緊急の場合はこの限りではない）
※ 予約受付時間：（月）～（金）の午前9時～17時まで
- ③ 予約のキャンセル及び、利用時間の変更等があった場合は園に必ず連絡する。
（キャンセル料なし）
- ④ お迎えの保護者が変更する場合は必ず園に連絡をする。連絡がない場合の引き渡しは行わない。
- ④ 定員に空きがあれば当日受付・保育時間延長ができる場合もある。

＜付則＞

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。 平成24年4月1日より施行する。
平成27年4月1日より施行する。 令和4年度4月1日より施行する。